

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの要望に応じて、企業価値の継続的向上を図ること」がコーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。コンプライアンス体制の強化及び経営の透明性の向上に努め、企業として求められる社会的責任を果たし、株主の皆様やお客をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の強化を推進してまいります。

当社における企業統治の体制は、当社の企業規模並びに事業内容を勘案し監査役会設置会社とし、取締役会及び監査役会の機能強化を中心としたコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

取締役会については、機動性を高め、意思決定の迅速化を図ることに主眼を置き、適正な人数で構成されるよう努めております。また、経営の健全性、業務執行の維持・向上を目的に専門的な知識や豊富な経験を有する社外取締役を選任するとともに、社外監査役2名を含む監査役3名体制で、取締役の業務執行の監査及び監視によるコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、次の基本的な考え方に沿って実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の整備及び充実に継続的に取り組んでまいります。

#### 基本方針

- (1) 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2) 株主以外のステークホルダー（お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努めます。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4) 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5) 株主との建設的な会話に努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則 1-2-4】

当社は、機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームの利用を可能としておりますが、株主における株式保有比率（現在、海外投資家の株式保有比率は10%未満）から、現時点においては英文による招集通知の作成は行っておりません。今後、海外投資家の株式保有比率を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

#### 【補充原則 2-4-1】

女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての測定可能な目標は定めておりませんが、公平性を保ち選定しており、登用において特に制限は設けておりません。また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成と社内環境整備の方針制定および実施に取り組んでまいります。

#### 【補充原則 3-1-2】

当社の株主における株式保有比率（現在、海外投資家の株式保有比率は10%未満）から、現時点においては英文による情報の開示・提供は行っておりません。今後、海外投資家等の株式保有比率を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

#### 【補充原則 3-1-3】

当社は、SDGs をお客様、お取引先様、従業員などすべてのステークホルダーに関わる重要な目標として捉え、事業活動を通じた解決と社会に向けた価値創造に取り組んでいます。

現在、大量の食品ロスが世界的な問題となっており、処理コストの軽減や、ごみ焼却に伴うCO2 の削減が社会的な課題となっています。当社では食品ロス削減を通じて、SDGs に取り組んでまいります。

SDGs への取組内容については、当社ウェブサイトに掲載しています。

URL: <https://www.kourakuen.co.jp/pr/sdgs/>

人的資本や知的財産への投資等については、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供できるよう取り組んでまいります。

#### 【補充原則 4-8-1】

当社は、現在社外取締役2名を選任しておりますが、社外取締役及び社外監査役を含め取締役会において積極的に議論に参加し、活発な意見交換を行っており、必要に応じて経営陣や監査役との話し合い等の機会を持ち、情報の交換及び認識の共有は十分に図れており、独立社外取締役のみを構成員とする会合を開催する予定はありません。ただし、今後当社を取り巻く環境の変化に応じて検討してまいります。

#### 【補充原則 4-8-2】

当社は、現在社外取締役2名を選任しておりますが、筆頭独立社外取締役は定めておりません。

なお、今後当社を取り巻く環境の変化に応じて検討してまいります。

#### 【補充原則 4-10-1】

当社は、指名委員会・報酬委員会等は設置していません。

経営陣幹部・取締役候補者の指名は、独立社外役員を含む取締役会において候補者の実績・経験・能力等を勘案し、決定しております。また、

報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額枠内で、独立社外役員を含む取締役会において、決定しております。

現行の仕組みで独立性・客観性は十分に機能しておりますが、さらに取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役の追加選任を含め任意の指名委員会・報酬委員会等の設置を検討してまいります。

#### 【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、企業経営の経験者や担当事業分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成しております。

また、当社の監査役会は、その役割を果たす上で適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されており、バックグラウンドの多様性を有した者で構成されております。

なお、取締役会全体の実効性の分析・評価につきましては、取締役会の機能を向上させる観点から、今後実施することを検討してまいります。

#### 【補充原則 4-11-3】

取締役会全体の実効性の分析・評価及び開示については、取締役会の機能維持、向上を目的として、今後取締役会全体の実効性の分析・評価を実施してまいります。また、分析・評価の結果の開示については、開示方法を含め今後検討してまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則 1-4 . 政策保有株式】

当社は、取引先等の株式を保有することにより取引の維持・拡大等が期待される銘柄について、当社の企業価値向上につなげることを目的として、総合的な検討を踏まえ保有する方針としております。

政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、毎年、そのリターンとリスク等を踏まえ当該企業の中長期的な企業価値向上の観点からその検証を行い、その目的、合理性について取締役会で審議いたします。なお、保有目的の薄れた株式については、売却に向け検討してまいります。

#### 【原則 1-7 . 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者（役員、主要株主等）との取引については、会社法及び取締役会規程に基づき取締役会の決議事項と定めております。また、グループ役員による利益相反取引を把握すべく、役員及びその近親者（二親等内）と当社グループとの間の取引（役員報酬を除く）の有無等を定期的に調査を行い確認しております。さらに、当社と主要株主や子会社等の関連当事者との取引については、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、第三者との取引と同様に社内承認手続きを行っております。

なお、一定額以上の取引額となる重要な取引については、有価証券報告書等において開示いたします。

#### 【原則2-6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員への福利厚生の一環として確定給付企業年金制度を採用しており、制度運営を行っております。運用にあたっては、専門性が必要となることから、委託運用としており、当社が定めた年金資産の運用に関する基本方針に基づき、運用受託機関の選任を行うとともに、人事部及び財務経理部が定期的に運用受託機関の評価を行うなどのモニタリングを適切に行い、必要とされる総合収益を確保するように努めております。

#### 【原則 3-1 . 情報開示の充実】

( ) 経営理念、中期経営計画の経営方針、長期数値目標値等を、有価証券報告書及び当社ホームページに開示・公表しております。

( ) コーポレート・ガバナンスの基本方針を、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書に開示・掲載しております。

( ) 株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は独立社外役員を含む取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

( ) 社内取締役については、当社または他社での実績・経験・能力・人望等を勘案し、また社外取締役については、東京証券取引所の定める独立性の要件に従うとともに、経営、法務、会計等の多様な分野での高い専門性と経験を勘案し選任しております。なお、取締役候補の指名については、独立社外役員を含む取締役会において候補者の実績・経験・能力等を勘案し、決定しております。監査役候補の指名については、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、監査役会で検討・同意をした上で、独立社外役員を含む取締役会の決議により決定しております。

加えて、取締役及び監査役の解任については、取締役会が株主総会に解任議案を上程した場合には、その決議をもって決定いたします。

( ) 「定時株主総会招集通知」において、取締役、監査役候補者の個々の略歴及び選任理由について記載しております。なお、解任についても、解任議案を株主総会に上程することとし、該当者の解任理由を当該解任議案に係る株主総会参考書類において記載いたします。

#### 【補充原則 4-1-1】

当社は、取締役会において決裁を要する事項については、法令及び定款で定められているもののほか、経営に及ぼす重要事項と位置付けるものについて「取締役会規程」に定め、経営会議にて審議し、取締役会において決議を行うこととしております。また、これら以外の業務執行の権限については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」において、業務分掌及び職務決裁基準を明確にし、取締役会から経営陣に対し権限を委譲し、経営陣は当該規程の定めに従って職務を執行しております。

#### 【原則 4 - 8】

当社取締役5名のうち2名は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割・責務を果たす資質を十分に備えた独立社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

#### 【補充原則 4 - 8 - 3】

当社は支配株主を有していません。今後、支配株主が生じた際には、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会の設置を検討いたします。

#### 【原則 4-9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

東京証券取引所の定める独立役員の要件に加え、以下の基準に基づき独立性を判断しております。

##### (1) 大株主との関係

当社の議決権所有割合10%以上の大株主ではない(法人の場合は取締役、監査役、執行役、執行役員及び従業員)。

##### (2) 主要な取引先等との関係

以下に掲げる当社の主要な取引先等の取締役、監査役、執行役、執行役員及び従業員ではなく、また、過去において業務執行取締役、執行役員ではない。

・当社グループの主要な取引先(直近事業年度の取引額が当社の連結売上高2%以上を占めている)

・当社グループを主要な取引先とする企業(直近事業年度の取引額が取引先の連結売上高2%以上を占めている)

- ・当社の主要な借入先(直近事業年度の事業報告における主要な借入先)
- (3) 専門的サービス供給者との関係(弁護士・公認会計士・コンサルタント等)  
当社から役員報酬以外に、年間1,000万円以上の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等ではない。
- (4) 会計監査人との関係  
当社の会計監査人の代表社員、社員ではない。
- (5) 役員等を相互に派遣する場合  
当社と相互に取締役、監査役を派遣していない。
- (6) 近親者との関係  
当社グループの取締役、監査役、執行役員及びこれらに準じた幹部従業員の配偶者または2親等内の親族ではない。また、(1)から(4)に掲げる者( )の配偶者または2親等内の親族ではない。  
大株主、主要な取引先等が法人である場合、その取締役、監査役、執行役、執行役員及びこれらに準じた幹部従業員に限る。  
上記に加えて、社外役員候補者の指名にあたっては、年齢、兼任状況、就任期間等についても考慮いたします。

【補充原則 4-11-1】

当社の取締役は13名以内、監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。現在、当社の取締役会は、取締役5名(うち、社外取締役2名)、監査役3名(うち、社外監査役2名)の計8名(うち、独立役員4名)で構成しており、当社グループの主な事業内容は、製造直販業を基本とした多店舗展開であり、事業内容及び事業規模から適正な構成と考えております。社内役員については、当社グループが展開する事業に対する知識・経験、経営管理能力及び強いリーダーシップを求めており、社外役員については、経営に必要な広範な知識、企業経営者としての実績、特定分野における深い造詣、財務・会計に関する相当程度の知見等のバックグラウンドの多様性を求めるものとしております。取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模への考慮により、経営の健全化・透明性及び執行の有効性・効率性を高く維持できるものと考えております。取締役の選任に関しては、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、独立社外役員を含む取締役会にて決定しております。スキル・マトリックスについては、当社ホームページに掲載しております「定時株主総会招集通知」の株主総会参考書類の議案及び参考事項に記載のとおりであります。(https://hd.kourakuen.co.jp/storage/ir/attachment/第52期定時株主総会招集ご通知.pdf)

【補充原則 4-11-2】

取締役及び監査役は、その役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を当社の業務に振り向けることとしており、上場会社の役員を兼任する場合には、合理的な数(3~4社)の範囲内に留める方針です。なお、取締役及び監査役の候補者選任時、その兼任状況を確認しております。

取締役及び監査役の兼任状況につきましては、当社ホームページに掲載しております「定時株主総会招集通知」の参考書類及び事業報告の「会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。(https://hd.kourakuen.co.jp/storage/ir/attachment/第52期定時株主総会招集ご通知.pdf)

【補充原則 4-14-2】

当社は、取締役及び監査役がその役割と責務を果たすための必要な知識等を習得にあたり、その機会を設定するとともに、それらの費用については、全て会社負担としております。また、各役員の実情に基づき、有識者・専門家を招いたセミナーの開催や社外セミナーへの参加なども、随時会社の負担により実施しております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、株主並びに投資家等からの面談申込については、IR担当部長を責任者として代表取締役社長を含めて各取締役が積極的に対応しております。

財務経理部がIRを担当し関係会社を含めて、財務・事業・法務等に関するあらゆる支援を受けられる体制となっております。個別面談以外に、当社グループの経営方針・基本戦略や財務状況等をより深くご理解いただくことを目的として、決算説明会を半期に1回開催するとともに、当社ホームページ等での任意情報の開示等を通じたIR活動を積極的に実施しております。

また、IR活動を通じて得られた株主及び投資家からの意見や経営課題については、経営陣幹部や取締役会等に対して適切に報告し、経営の改善に役立てております。

なお、対話に際してのインサイダー情報の管理については、社内規程に従い、法令違反を生じないよう適切に情報を管理しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ラニケアコーポレーション	2,209,198	14.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,289,500	8.38
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	601,400	3.91
日東富士製粉株式会社	445,830	2.89
株式会社東邦銀行	401,360	2.60
株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口)	337,600	2.19
アサヒビール株式会社	337,000	2.19
株式会社大東銀行	266,825	1.73
アリアケジャパン株式会社	156,070	1.01
幸楽苑従業員持株会	144,797	0.94

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)



氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小河原 佳子	学者													
別所 宏恭	他の会社の出身者													

**会社との関係についての選択項目**

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小河原 佳子			大学教授として栄養教育、食生活に関する食の安全・安心と食育に関する指導に積極的に取り組まれており、その専門性高い知見、人格の上で最適任と判断しております。また、独立役員として一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、職務を十分に果たすることができるものと判断しております。
別所 宏恭		別所宏恭氏は、2022年3月まで、取引先であるレッドフォックス株式会社の代表取締役を務めておりました。取引内容は、同社が提供するアプリの利用料金支払であります。提供条件は一般の他の取引先と同様の条件によるものであり、また、取引金額は僅少であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼす重要性はございません。	会社経営者及びシステムコンサルタントとして豊富な経験及び幅広い見識を有し、その専門性高い知見、人格の上で最適任と判断しております。また、独立役員として一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、職務を十分に果たすることができるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人(監査法人)と年3回定期的に意見交換会を開催しております。社長直轄として、「内部監査室」を設置しており、必要な内部監査を定期的実施し、監査の結果は、社長に報告するとともに取締役会に報告され、さらに社内にて公表しております。また、内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飯塚 幸子	公認会計士													
金 武偉	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯塚 幸子			公認会計士として財務・会計に関する豊富な経験及び幅広い見識を有し、人格、識見の上で最適任と判断しております。 また、独立役員として一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、職務を十分に果たすことができるものと判断しております。
金 武偉			外資系大手証券会社、ニューヨーク州弁護士、ベンチャー経営者そして国際投資家としての豊富な経験及び幅広い見識を有し、人格、識見の上で最適任と判断しております。 また、独立役員として一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、職務を十分に果たすことができるものと判断しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型株式報酬制度の内容は、次のとおりであります。  
取締役(社外取締役を除く)に対して当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を、取締役退任時に受け取る制度  
拠出額は2020年3月末日で終了する事業年度から3事業年度の期間で500百万円を上限とし、以後、500百万円を上限として追加拠出  
新株予約権の割当て内容は、次のとおりであります。  
取締役(社外取締役を除く) 3名 新株予約権の数 1,600個(新株予約権1個当たり普通株式100株)  
社外取締役 2名 新株予約権の数 200個(新株予約権1個当たり普通株式100株)

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績連動型株式報酬制度の内容は、次のとおりであります。  
取締役(社外取締役を除く)に対して当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を、取締役退任時に受け取る制度  
拠出額は2020年3月末日で終了する事業年度から3事業年度の期間で500百万円を上限とし、以後、500百万円を上限として追加拠出  
新株予約権の割当て内容は、次のとおりであります。  
取締役(社外取締役を除く) 3名 新株予約権の数 1,600個(新株予約権1個当たり普通株式 100株)  
社外取締役 2名 新株予約権の数 200個(新株予約権1個当たり普通株式 100株)  
従業員等 415名 新株予約権の数 2,265個(新株予約権1個当たり普通株式 100株)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。  
令和4年3月期の年間報酬総額 123,413千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針  
取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内で決定されております。

(2)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項  
本方針につきましては、取締役会の決議により、以下のとおり決定しております。

基本方針  
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)  
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)  
業績連動報酬等ならびに非金銭報酬として、取締役の報酬と当社の業績及び企業価値との連動制をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として株式給付信託を導入している。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定め

る役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度である。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となる。

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。取締役会(委任を受けた代表取締役社長)は示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月15日開催の第37回定時株主総会において年額216,000千円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。監査役の金銭報酬の額は、2007年6月15日開催の第37回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。また、業績連動型株式報酬制度の導入は、2019年6月21日開催の第49期定時株主総会において決議しております。業績連動型株式報酬の額の算定方法は、連結会計年度毎に、役員株式給付規程に基づいた取締役(社外取締役を除きます。)毎に定めたポイントに業績達成度に応じた評価係数を乗じたポイントを決定しております。

業績連動報酬に係る指標については、成長に向けた投資や株主還元の原因となる分かり易い指標として、業績の最終結果を表す連結上の親会社株主に帰属する当期純利益を採用しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長新井田昇がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

上記の委任をうけた代表取締役社長は、(2) 記載の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役ににつきましては、円滑な業務をサポートするため社内取締役により細やかに情報の伝達を行い、意思疎通を図ることとしております。また、社外監査役につきましては、定例の監査役会以外に、常勤監査役が社外監査役との間で適宜情報の交換を行っております。

なお、社外取締役に財務経理部、社外監査役に内部監査室のスタッフが兼任スタッフとして対応しております。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
新井田 傳	創業者相談役	当社経営に関する相談要請に応じた助言	非常勤、報酬無	2021/6/18	上限85歳

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社として、取締役による合理的かつ効率的な意思決定と迅速な業務執行を行っております。その一方で、監査役による適正な監督及び監視を可能とする経営体制を整備し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高める体制としております。

原則として月1回、その他必要に応じて随時開催される取締役会においては、社長以下各取締役(うち社外取締役2名、うち独立役員2名として選任)と社外監査役を含む監査役が毎回出席し、随時打合せを行うなど取締役の業務執行について、厳正な監視を行っております。また、経営環境の変化に迅速、柔軟に対応するため、代表取締役、取締役及び常勤監査役で構成される経営会議を定期的開催し、経営の現状分析と経営戦略の協議を行っております。さらに、経営方針発表会等の定例会議(店長以上の管理職出席)においては、各取締役及び部長職以上の幹部社員、そして社外監査役を含む監査役が毎回出席し、経営方針の徹底を図り、経営の監視及び監督を行っております。

監査役会は、社外監査役2名(2名は独立役員として選任)を含む3名(1名は常勤の監査役)の監査役から構成され、会計監査人(監査法人)と年3回定期的に意見交換会を開催しております。

社長直轄として、「内部監査室」を設置しており、必要な内部監査を定期的実施し、監査の結果は、社長に報告するとともに取締役会に報告され、さらに社内公表しております。また、内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行に対する取締役会による監督と監査役会による監査のチェック機能をもつ監査役制度を採用しております。コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を選任し、社外取締役による取締役会の監督機能を強化し、監査役会は、それぞれ企業経営や教育現場等に長年携われ、豊富な経験と幅広い見識を有する2名の社外監査役と、社内に精通した常勤監査役で構成されており、社外監査役2



名につきましては、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから独立役員にも指定しております。この監査役会が会計監査人及び内部監査室と連携して厳格な監査を実施することで、当社の業務の適正が担保されると考え、現在の体制を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日：令和4年6月24日、招集通知発送日：令和4年6月9日
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会開催日：令和4年6月24日
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する株主総会議決権行使ウェブサイトにおいて、電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示基本原則として基本方針に加え、開示方法、業績予想等に関する留意事項、沈黙期間について定めております。当社ホームページに掲載しております。 <a href="https://hd.kourakuen.co.jp/ir/basic-principles">https://hd.kourakuen.co.jp/ir/basic-principles</a>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回開催し、代表取締役が決算概要及び今後の戦略等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・四半期情報、有価証券報告書(四半期報告書含む)、月次情報、適時開示資料等を随時掲載しております。 <a href="https://hd.kourakuen.co.jp/ir">https://hd.kourakuen.co.jp/ir</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署：財務経理部、IR担当者：財務経理部長	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ホームページ上にて当社の経営理念について開示し、各ステークホルダーの立場を尊重するスタンスを明示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境問題に対応する専任部門として、建築管理部内に環境対策部署を設置し、工場・店舗から発生する生ゴミのリサイクル等に取り組んでおります。また、エネルギー使用量削減・二酸化炭素排出量削減を目的とした店舗設備機器の見直しを進めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供の指針を情報開示基本原則として策定し、ホームページ上にて開示しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社の業務の適正性を確保するための体制を整備する主な基本方針は、次のとおりであります。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び従業員に伝えることにより、法令等を遵守(以下、「コンプライアンス」という。))し、公正かつ適切な企業活動の実現と社会との調和を図るものとする。
- (2) 当社及び子会社の事業活動または取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかに通報窓口である外部顧問弁護士に報告・通報する体制を確立する。この体制には、従業員が直接法令違反の疑義がある行為等を匿名で通報できることを保障するコンプライアンス・ホットラインも含まれる。
- (3) 上記(2)の内部通報があった場合、人事部内に設置した内部通報事務局は、内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発と重要性の高い問題については、経営会議に付議し、審議結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- (4) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。
- (5) 内部監査の結果、コンプライアンスの状況等につき、取締役会に定期的に報告する。

## 2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、保存する。
- (2) 当社の取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、文書管理規程により、速やかに、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また、当社の取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、文書管理規程により、速やかに、これらの文書等を閲覧できるものとする。

## 3. 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、リスク管理規程に基づき、全社的なリスク管理体制を整備する。
- (2) リスク管理規程により、リスクカテゴリー毎の具体的な対応策及び予防措置の検討を行う。
- (3) 不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
- (4) 内部監査室は、当社及び子会社各部署の日常的なリスク管理の状況を監査する。
- (5) 内部監査の結果、リスク管理の状況等につき、当社の取締役会に定期的に報告する。

## 4. 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社の取締役会を月1回(定時)開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、決裁に関する職務権限規程において、担当役員決裁、社長決裁等の決裁権限を定め、社長決裁事項に関しては、定期的開催している経営会議(常勤取締役及び常勤監査役で構成)にて審議の上、執行決定を行う。また、子会社の取締役会においても、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて開催するものとする。
- (2) 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、業務分掌規程において当社及び子会社各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

## 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- (1) グループ各社全体の内部統制を担当する部署を内部監査室とし、他の内部統制主管部及びグループ各社の業務を所管する事業部と連携し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
- (2) 内部監査室は、グループ各社の業務を所管する事業部と連携して、グループ各社における内部統制の状況を把握し、必要に応じて改善等を指導する。
- (3) 内部監査室は、グループ各社に対する内部監査を実施する。
- (4) 内部監査室は、グループ各社の内部統制の状況について、年1回及び必要と判断する都度、当社取締役会に報告する。

## 6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
- (2) 監査役より監査役の職務を補助することの要請を受けた内部監査室の室長及び室員は、その要請に関して、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従い、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。

## 7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び従業員は、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- (2) 報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、当社の監査役会への迅速な報告体制を確保するものとする。
- (3) 上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

## 8. 監査役会の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役会の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役会から前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役会の職務の執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

## 9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び子会社は、反社会的勢力排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応統括部署は人事部とし、所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携し、組織的に対応する。また、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行うものとする。

## その他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

### 該当項目に関する補足説明

当社グループは、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「会社の支配に関する基本方針」という。 )に基づき、令和3年5月27日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するため、買収防衛策の内容一部変更及び継続を目的とした「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続」(以下、「本対応策」という。 )について決議し、令和3年6月18日開催の当社第51期定時株主総会における承認を得て継続しております。

#### 1. 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

#### 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、中期経営計画の達成に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。この中期経営計画の骨子は、次のとおりであります。

- (1) 既存店舗の利益改善と新幸楽苑モデルの開発
- (2) 新幸楽苑モデルの海外展開と新業態のグループ化
- (3) 新工場の建設に伴う外販事業の拡大
- (4) 財務体質の強化
- (5) コーポレートガバナンス重視経営

また、長期数値目標値として、経常利益率10%、自己資本利益率(ROE)10%、自己資本比率50%以上の実現と継続を掲げ、経営効率の改善に努めてまいります。

#### 3. 本対応策の内容

詳細につきましては、令和3年5月27日付当社発表資料の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」をご覧ください。(当社ホームページ <https://hd.kourakuen.co.jp/storage/ir/attachment/>「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」の継続について.pdf)

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社グループは、上場会社としての社会的責任を十分に認識しており、経営の違法性、公正性の確保や透明性の向上を図るため、法令や証券取引所が定める適時開示規則などに従い、迅速かつ適切な情報開示の充実に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスが機能するための内部統制システムの整備により、株主や投資家等の視点に立ったタイムリーなディスクロージャーを目指しており、適時情報開示に関する業務並びにインサイダー情報の管理、統括業務は、当社財務経理部及び人事部が情報開示担当役員の統括の下、当該業務を行っております。情報開示の内容により、次のような体制をとっております。

#### 1. 決定事実

重要な決定事実については、(1)原則として毎月1回、監査役も出席し開催する定時取締役会、(2)原則として毎週1回開催する経営会議、(3)必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、迅速な決定を行っております。決定された重要事実について、株式会社東京証券取引所の適時開示規則(以下「適時開示規則」といいます。)に従い、開示の必要可否を情報開示担当役員を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて弁護士及び主幹事証券会社と協議を行い、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

#### 2. 発生事実

重要事実が発生した場合は、当該事実が発生した部署から速やかに財務経理部及び人事部に情報が集約され、取締役に対して情報が報告されるとともに、適時開示規則に従い、開示の必要可否を情報開示担当役員を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。

#### 3. 決算に関する情報

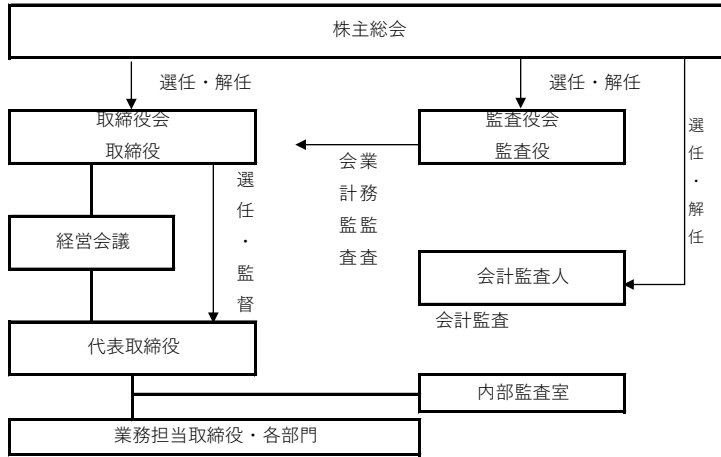
決算に関する情報については、財務経理部において決算財務数値を作成し、監査法人による監査を受け、決算に関する取締役会において承認し、決算情報を開示しております。

また、業績予想の修正等については、財務経理部が業績の進捗状況を把握し、取締役に対して情報が報告されるとともに、適時開示規則に従い、開示の必要可否を情報開示担当役員を中心に検討し、開示が必要となる場合には、取締役会において承認後、迅速に行うよう努めております。

#### 4. その他の情報

財務経理部及び人事部において会社情報の内容を検討し、取締役及び情報開示担当役員の承認を経て、迅速に行うよう努めております。

【模式図】コーポレート・ガバナンス体制



【模式図】当社グループの適時開示体制

